

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】平成21年11月5日(2009.11.5)

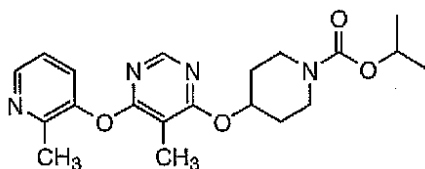
【公表番号】特表2009-508861(P2009-508861A)
 【公表日】平成21年3月5日(2009.3.5)
 【年通号数】公開・登録公報2009-009
 【出願番号】特願2008-531275(P2008-531275)
 【国際特許分類】

C 0 7 D 401/14 (2006.01)
 A 6 1 K 31/506 (2006.01)
 A 6 1 P 3/10 (2006.01)
 A 6 1 P 3/06 (2006.01)
 A 6 1 P 3/04 (2006.01)
 A 6 1 P 3/00 (2006.01)

【 F I 】

C 0 7 D 401/14 C S P
 A 6 1 K 31/506
 A 6 1 P 3/10
 A 6 1 P 3/06
 A 6 1 P 3/04
 A 6 1 P 3/00

【手続補正書】
 【提出日】平成21年9月10日(2009.9.10)
 【手続補正1】
 【補正対象書類名】特許請求の範囲
 【補正対象項目名】全文
 【補正方法】変更
 【補正の内容】
 【特許請求の範囲】
 【請求項1】
 式(I)
 【化1】



(I)

の化合物、またはその薬学的に受容可能な塩、溶媒和物もしくは水和物。

【請求項2】

請求項1に記載の化合物またはその薬学的に受容可能な塩、溶媒和物もしくは水和物および薬学的に受容可能なキャリアを含む薬学的組成物。

【請求項3】

請求項1に記載の化合物またはその薬学的に受容可能な塩、溶媒和物もしくは水和物と薬学的に受容可能なキャリアとを混合する工程を包含する、薬学的組成物を製造する方法。

【請求項4】

ヒトの身体または動物の身体を処置するための、請求項1に記載の化合物またはその薬学的に受容可能な塩、溶媒和物もしくは水和物を含む、組成物。

【請求項 5】

個体における代謝関連疾患を処置するための、請求項 1 に記載の化合物またはその薬学的に受容可能な塩、溶媒和物もしくは水和物を含む、組成物。

【請求項 6】

前記代謝関連疾患が、I 型糖尿病、II 型糖尿病、不適切な耐糖性、インスリン抵抗性、高血糖、高脂血症、高トリグリセリド血症、高コレステロール血症、脂質代謝異常およびシンドローム X からなる群より選択される、請求項 5 に記載の組成物。

【請求項 7】

前記代謝関連疾患が II 型糖尿病である、請求項 5 に記載の組成物。

【請求項 8】

前記代謝関連疾患が高血糖である、請求項 5 に記載の組成物。

【請求項 9】

前記代謝関連疾患が脂質代謝異常である、請求項 5 に記載の組成物。

【請求項 10】

前記代謝関連疾患がシンドローム X である、請求項 5 に記載の組成物。

【請求項 11】

個体における肥満を処置するための、請求項 1 に記載の化合物またはその薬学的に受容可能な塩、溶媒和物もしくは水和物を含む、組成物。

【請求項 12】

個体の食物摂取を減少させるための、請求項 1 に記載の化合物またはその薬学的に受容可能な塩、溶媒和物もしくは水和物を含む、組成物。

【請求項 13】

個体の満腹感を誘発させるための、請求項 1 に記載の化合物またはその薬学的に受容可能な塩、溶媒和物もしくは水和物を含む、組成物。

【請求項 14】

個体の体重増加を調節するか、または減少させるための、請求項 1 に記載の化合物またはその薬学的に受容可能な塩、溶媒和物もしくは水和物を含む、組成物。

【請求項 15】

前記個体がヒトである、請求項 5 ~ 14 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 16】

個体における代謝関連疾患の処置に使用する医薬の製造のための、請求項 1 に記載の化合物またはその薬学的に受容可能な塩、溶媒和物もしくは水和物の使用。

【請求項 17】

個体における I 型糖尿病、II 型糖尿病、不適切な耐糖性、インスリン抵抗性、高血糖、高脂血症、高トリグリセリド血症、高コレステロール血症、脂質代謝異常またはシンドローム X の処置に使用する医薬の製造のための、請求項 1 に記載の化合物またはその薬学的に受容可能な塩、溶媒和物もしくは水和物の使用。

【請求項 18】

個体における II 型糖尿病の処置に使用する医薬の製造のための、請求項 1 に記載の化合物またはその薬学的に受容可能な塩、溶媒和物もしくは水和物の使用。

【請求項 19】

個体における高血糖の処置に使用する医薬の製造のための、請求項 1 に記載の化合物またはその薬学的に受容可能な塩、溶媒和物もしくは水和物の使用。

【請求項 20】

個体における脂質代謝異常の処置に使用する医薬の製造のための、請求項 1 に記載の化合物またはその薬学的に受容可能な塩、溶媒和物もしくは水和物の使用。

【請求項 21】

個体におけるシンドローム X の処置に使用する医薬の製造のための、請求項 1 に記載の化合物またはその薬学的に受容可能な塩、溶媒和物もしくは水和物の使用。

【請求項 22】

個体における肥満の処置に使用する医薬の製造のための、請求項 1 に記載の化合物またはその薬学的に受容可能な塩、溶媒和物もしくは水和物の使用。

【請求項 2 3】

個体における食物摂取の減少に使用する医薬の製造のための、請求項 1 に記載の化合物またはその薬学的に受容可能な塩、溶媒和物もしくは水和物の使用。

【請求項 2 4】

個体における満腹感の誘発に使用する医薬の製造のための、請求項 1 に記載の化合物またはその薬学的に受容可能な塩、溶媒和物もしくは水和物の使用。

【請求項 2 5】

個体における体重増加の調節または減少に使用する医薬の製造のための、請求項 1 に記載の化合物またはその薬学的に受容可能な塩、溶媒和物もしくは水和物の使用。

【請求項 2 6】

前記個体がヒトである、請求項 1 6 ~ 2 5 のいずれか一項に記載の使用。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

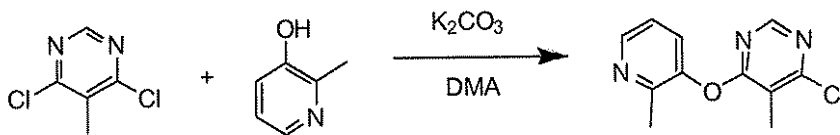
【補正対象項目名】0 1 4 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 1 4 2】

【化 7】



2 - メチル - ピリジン - 3 - オール (2 g、18.32 mmol) および 4,6 - ジクロロ - 5 - メチル - ピリミジン (2.98 g、18.32 mmol) の混合物に、DMA (15 mL) を加えた。できた溶液を - 8 で 1 時間攪拌し、そして炭酸カリウム (2.53 g、18.32 mmol) を、1 部分として導入したが、有意な発熱反応は検出されなかった (添加後の温度は - 7.2 であった)。その混合物を室温まで温め (2 時間)、そして次いでさらに 3 時間攪拌した (反応の進行を、LCMS を用いてモニターした)。その未精製の混合物を 0 まで冷却した ; 冷却水 (3、15 mL) をゆっくりと加えた。温度は 16 まで上がり、固体を 1.7 でろ過し、そして冷却水 (3、3 x 15 mL) で 3 回洗浄し、そして真空乾燥器で、50 で 24 時間乾燥した。その固体を回収して、4 - クロロ - 5 - メチル - 6 - (2 - メチル - ピリジン - 3 - イルオキシ) - ピリミジン (3.5833 g、89.5%) を得た。LCMS : 236 - 238 (MH)⁺, 200.1, 155 - 1557, 119.2. NMR (400 MHz, ppm, DMSO-d₆) : 8.4 (1H, s), 8 (1H, dd, J), 7.65 (1H, dd, J), 7.35 (1H, dd, J), 2.42 (3H, s), 2.3 (3H, s)。